

「競馬外れ馬券事件」の税務問題

平成28年2月26日

ひびき監査法人

1. はじめに

平成27年は興味深い税法判例が相次いだ年でした。1月にIDCF事件の高裁判決（平成27年1月15日東京高裁）、3月にIBM事件高裁判決（平成27年3月25日東京高裁）、7月にはデラウェア州リミテッドパートナーシップ事件最高裁判決（平成27年7月17日最高裁）など目白押しでした。特に、IDCF事件では組織再編に係る行為計算否認が問題となったのですが、従来から言われてきた「経済合理性や事業目的があれば租税回避とされることはない」という見解を根底から覆すものとなっており、関係者に衝撃を与えました。しかし、世間一般に最も注目を集めたのは「競馬外れ馬券事件」の最高裁判決（平成27年3月10日最高裁）でしょう。今回のメルマガは、この「外れ馬券事件」を取り上げ、解説を試みることにしました。

2. 事件の概要

事件の概要は、大阪の会社員が、パソコンでレースを予想し自動的に馬券を購入するソフトを使用して、インターネットで長期間にわたり大量の馬券を購入していたというものです。すなわち、この男性は、平成19年から21年にかけて、約28億7千万円の馬券を買い、約30億1千万円の払戻金を得ていました。その結果、平成19年には1億円、平成20年に2,600万円、平成21年に1,300万円の利益を得たというのです。これに対し、課税当局は、外れ馬券の購入費用を払戻金から控除できないことを理由に、平成19年に3億円超、平成20年に6億円超、平成21年に3億円超の総所得金額があると主張しました。この結果、所得税約5億7千万円の脱税（所得税法違反罪）の罪に問われたのです。

この事件が報道されて、多くの人が驚愕したのは、競馬でコンスタントにこんな巨額の儲けを得ることが可能なのかということでした。そもそもJRA(日本中央競馬会)は、馬券の売上から25%以上のテラ銭を抜いて的中した人に払い戻すので、馬券による利益の期待値はマイナス、つまり、買った時点ですでに負けているようなものなのです。それなのに、何をどうやったら馬券でそんなに勝てるのか。これは今回のメルマガのテーマではありませんが、本人の著作から少しだけ引用してみました。

『回収率を高めるために必要なのは、的中しそうな買い目を探すことではなく、適正オッズよりも高いオッズがついている買い目を探すこと。つまり、過小評価されている買い目を探し出すことです。そして、もしそのような買い目を探し出すことができるようになった場合には、その買い目が的中するように祈りながら馬券を買うのではなく、外れて当然という気持ちで馬券を買うことが必要です。なぜなら、的中しそうな馬券を買っているわけではないからです。的中す

ることを期待するのは矛盾しています。(中略)回収率 100%越えを目指すとした場合には、馬券が的中することを一切期待せず、お金をドブに捨て続ける気持ちで淡々と馬券を買い続けるべきです』(『馬券裁判—競馬で1億5000万円儲けた予想法の真実』、メタモル出版、97~98頁)

なんだか面白くない買い方ですね。これでは血統や前走を見たり競馬新聞を熟読したうえで予想をめぐらし馬券を買うという楽しみも、レースが始まってからのワクワク感もなくなってしまいそうです。なぜなら、皆が期待して人気が集まっている馬は、この投資パターンでは評価を下げることになって、購入対象にならないからです。とはいえ、この男性は、このような特異な投資手法で巨額の利益を上げたのです。

話を元に戻して、この事件の訴訟における争点ですが、「外れ馬券の購入費用を経費として控除できるか」という点が問題になりました。この結論を導くために、①所得区分、すなわち、一時所得なのか雑所得なのかを検討され、次に、②外れ馬券の購入代金について経費控除が認められるのか、③課税当局の通達に「競馬の馬券の払戻金は一時所得に該当する」との例示があるがこれをどう考えるのか、といった点について法律論が交わされました。

さらに、この大阪の事件とは別に同種の事件があり、本件最高裁判決後に東京地裁で判決が言い渡されました(東京地裁平成27年5月14日判決)。これは北海道の公務員が同じような手法で大量の馬券を購入した事件であったにも拘らず、「外れ馬券の購入費用は控除できない」という判断がなされています。そこで、この最高裁判決の先例としての拘束力、判例の射程についても議論されるべき問題になるでしょう。

3. 本件の争点とその検討

(1) 所得区分について

わが国の所得税法には、10種類の所得が規定されています。利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の10種類です。何らかの「収入等」は、最初にその発生した原因や性質に応じて、この10種類の所得のいずれかに振り分けられることになります。

本件で問題になったのは、馬券の払戻金による所得が一時所得なのか雑所得なのかという点でした。

一時所得とは、利子所得から譲渡所得までの8つの所得分類のどれにも該当せず、役務の対価としての性質も資産の譲渡としての性質も持たない所得で、しかも、営利を目的とする継続的行為から生じたものではない「一時の所得」とされます(所得税法34条1項)。すなわち、1回だけ受け取るものが一時所得とされ、所得税基本通達では、懸賞などの賞金、馬券があたったときの払戻金、法人からの贈与、生命保険契約に基づき受け取る一時金、遺失物や埋蔵物所有権取得などがその例として掲げられています(所基通34-1)。

そして、一時所得の金額は、総収入金額から「その収入を得るために支出した金額の合計額」を控除し、そこから特別控除(50万円)を差し引いた金額であり、その額の2分の1が課税対象となります(所得税法34条2項、3項)。

一方、雑所得とは、利子所得から一時所得までの9種類のどの所得分類にも該当しない所得を課税するための所得類型です(所得税法35条1項)。雑所得は、公的年金等に係る雑所得とその他の雑所得に分類されますが、本件で検討されたのはその他の雑所得です。その他の雑所得は、まさに雑多な所得そのもので、これを積極的に定義することはできません。一般的には、事業に類似するが事業とはいえない経済活動の成果や趣味の活動からたまたま得られた成果がこれに該当するとされています。

そして、雑所得の計算は、総収入金額から「必要経費」を控除して計算されます(所得税法35条2項)。

この所得区分について最高裁は次のように判示しました。

『所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分される所、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の様態、利益発生の規模、期間、その他の状況等を総合考慮して判断するのが相当である。』

つまり、最高裁は、まず、一時所得にあたるためには「非継続性」という要件があることを述べたのです。一時所得を定めた所得税法34条1項に「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」という要件があるので、継続性があると一時所得にならないわけです。そのうえで、本件は長期間にわたって、多数回、頻繁に馬券を購入して、多額の利益をコンスタントに上げていた事案ですから、このような一連の馬券購入行為を一連の経済活動と捉えて継続性があると考え、一時所得ではなく雑所得にあたる判断したのです。

(2) 必要経費の控除について

もし、本件の所得が一時所得であるとするれば、総収入金額から「その収入を得るために支出した金額」を控除することになります。したがって、勝った馬券の購入費用をマイナスするという点についての争いはありませんが、外れ馬券の購入費用は、得られた収入と支出した金額を対比して見た場合、「その収入を得るために」支出したといえない、と解されます。すなわち、一時所得の場合、条文上直接性が求められているので、収入に対して「直接の対応関係」がないと引くことができないと考えられるのです。そうすると外れ馬券の購入代金の控除は認められないことになりそうです。

ところが、雑所得にあたるのであれば、必要経費は所得税法37条の規定にしたがい、いわゆる売上原価のような収入と費用が個別に対応するもの(これを直接対応といいます)だけでなく、例えば広告宣伝費とか水道光熱費といったような個別の対応関係のない間接対応と呼ばれる経費についても、その期間に債務が確定していれば、控除できるとされています(所得税法37条1項)。そこで、雑所得に該当するのであれば、直接の対応関係があろうがなかろうが、外れ馬券についての購入代金を控除できると考えられます。

最高裁判決は、本件の行為は継続性があって雑所得に該当するとしただけで、「外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金の費用が当たり馬券の払戻金という収入に対応する」ということができ

る。」と判断しました。つまり、最高裁は、多数回の馬券購入を全体的に捉えているので、当たり馬券の払戻金という収入と、外れ馬券の購入代金の費用が直接に対応していると考えたのです（37条1項前段）。

この点は、高裁判決も基本的に同じです（大阪高裁平成26年5月9日判決）。高裁判決は、雑所得に該当することを前提としたうえで、『当たり馬券だけではなく外れ馬券を含めた全馬券の購入費用…が、所得計算の基礎となった払戻金を得るために「直接要した費用」に当たり、必要経費として控除されると解するのが相当である。』と判示しました。

これに対し、地裁判決は判断が異なります。結論は同じですが、必要経費該当性については、『外れ馬券を含めた全馬券の購入費用は、当たり馬券による払戻金を得るための投下資本に当たるのであって、外れ馬券の購入費用と払戻金の間には費用収益対応の関係があるというべきである。もっとも外れ馬券の購入費用は、特定の当たり馬券の払戻金と対応関係にあるというものではないから、「その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」として必要経費に該当する。』と判示しています（大阪地裁平成25年5月23日判決）。つまり、地裁判決は直接対応（37条1項前段）ではなく、間接対応（37条1項後段）の必要経費として控除を認めたこととなります。結論としては、いずれも必要経費であることが認められているのですが、その理由が若干異なっているということです。この点について、高裁判決は次のように疑問を呈していません。

『原判決は、外れ馬券の購入費用等は、特定の当たり馬券と対応関係がないことを理由に同法37条1項の「直接に要した費用」ではなく「その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」に該当するとしたが、被告人の本件馬券購入行為を一連の行為ととらえて全体的に見た場合に、特定の当たり馬券と対応関係があるかどうかを論ずる必要はない。』

つまり、この馬券購入を全体的に一連のものとして捉えるのか、個別に捉えるかで条文の適用部分が異なってくるわけです。

(3)法律と通達の関係

本件で問題となるのは、馬券の払戻金で得た所得について、所得税法基本通達34-1という規定があり、そこで一時所得の具体例として掲げられていることです。

通達は、あくまで課税庁内部における解釈指針であって、法律ではありません。憲法84条にいう租税法律主義のもとでは、通達に一時所得と書いてあってもそれは法解釈の参考にしか過ぎず、これを根拠に法の適用を決めることはできないのが原則です。

本件で、もしこの通達に従えば、馬券の払戻金は一時所得と解釈されるので、そうすると外れ馬券の購入代金は控除できないという結果になるわけです。しかし、この通達の趣旨は、娯楽や趣味で購入する一般的な馬券を前提にしたものであったはずですが、本件は、その金額、回数から考えても常識外れの量であって、その結果、多額の利益を得たという事案です。このようなものまで、一時的・偶発的な所得である一時所得といえるのかが問題になったのです。

最高裁判決は、通達との関係には特に触れず、事件の態様から雑所得に当たるとの法解釈を行

いました。

一方、高裁判決と地裁判決はこの点についても判示をしています。

高裁判決は、通達は「法律」ではなく、あくまで行政解釈であると述べています。また、通達ができただけの昭和49年当時には、パソコンもインターネットもなく、ここまでの大量購入は想定されていなかったとも指摘しています。

『所得税基本通達34-1は、競馬の馬券の払戻金等は一時所得に該当すると例示しているが、行政解釈にすぎないこと、そして、同通達の発出当時、被告人がしたような馬券購入行為が想定されていなかったこと、所得税基本通達の前文の趣旨に照らしても、個々の具体的事案に妥当する判断が求められるというべきである。』

地裁判決ではより詳細に次のように述べられています。

『所得税基本通達34-1は一時所得の例示として競馬の払戻金、競輪の車券の払戻金等を上げているが、通達は行政機関の長が、所管の書記官及び職員に対して行う命令ないし示達であり国家行政組織法14条2項国民に対する拘束力を有する法規範ではない。したがって通達の定めは裁判所が行う法解釈に際し、当該法令について行政による解釈としてその参考とはなりうるが、それ以上の影響力を持つものではない。このことは租税行政が通達のもとで統一的、画一的に運用されていること、そのため国民が納税義務の有無等を判断する上でも、重要な指針となっていると考えられることを踏まえても何ら変わるものではない。また、上記所得税基本通達が発出された当時、本件馬券購入行為のような形態の馬券購入はそもそも想定されていなかったものと考えられる。』

所得税基本通達においても、その前文には「……この通達の具体的な適用に当たっては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具体的事案に妥当する処理を図るよう努められていた。」と規定されている。すなわち、本件馬券購入行為の払戻金に係る所得についても、その具体的な馬券購入方法を考慮することなく、上記通達の例示を根拠として画一的にこれを一時所得として処理することは、必ずしも上記通達前文の趣旨に沿うものとはいえないのであって、具体的事案の内容等を検討した上で実質的にそれに見合った所得分類を判断することが求められているというべきである。』

通達に対する評価は、他の裁判例においても、課税庁内部の解釈指針であって国民に対する拘束力がないことが確認されているので、本件の判示は新しい判断ではありませんが、租税法律主義の帰結として、「通達の規定は課税の根拠にはならない」ことを明確に示したという点で高く評価できます。

(4) 判例の射程

本件大阪事件は平成27年3月10日の刑事事件（所得税法違反）の最高裁判決で確定し、決着がつき、同じ被告人に対する行政処分の取消訴訟についても、最高裁判決後に課税庁から職権での処分取消に基づく還付がなされ、訴えの利益がなくなったとして高裁で却下判決が下され、確定しました（大阪高裁平成27年5月29日判決）。

ところが、前述のとおり、本件最高裁判決後に東京地裁で、別の納税者に対する処分取消訴訟において全く逆の結論となる判決が言い渡されました。この札幌事件でも、大阪事件最高裁判決の規範部分については同じ判断枠組みを採用しながら、大阪事件のような特殊事情がないということと結論が分かれたのです。

札幌事件は、平成17年から22年にかけて計72億7千万円の馬券を購入し、計78億4千万円の払戻金を得て、払戻金が雑所得に当たるとして外れ馬券の購入代金も必要経費として申告したものです。

この東京地裁判決では、「競馬愛好家の馬券購入方法と大差なく、営利目的行為に当たらない」と判示しました。また、判決理由では、「レースごとに自分で予想して購入額を決めており、機械的とはいえない」、競馬の儲けは「個別の馬券の中による偶発的な利益の集積に過ぎず、一体的な経済活動とまでは認められない」として一時所得に当たると結論付けました。さらに、大阪事件の最高裁判決との違いについて、「馬券の購入履歴などが保存されていないため、最高裁判決の当事者のように機械的、網羅的に購入していたとまでは認められない」と述べています。

これに対して、原告側代理人弁護士は、「レースごとの購入資料がないという理由で雑所得と認めないのは納税者にあまりに酷だ。最高裁判決の趣旨をないがしろにする不当な判決だ」との談話を出しています。

この札幌事件は、納税者が控訴しているようですから、上級審の判断が注目されるようです。そして、そこでは大阪事件最高裁判決の射程について深い議論がなされることが期待されます。

なお、本件最高裁判決を受けて、所得税基本通達34-1は、従来「競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金等」とのみ書いてあったものが、このあとにカッコ書きがついて「(営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く)」と改正されました。さらに、その後には次のような注も書き加えられました。

- 『1. 馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券購入が一体の経済活動の実態を有することが客観的に明らかである場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当する。
2. 上記1以外の場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、一時所得に該当することに留意する。』

つまり、雑所得と判定されるのは大阪事件と同じような事情である場合に限られるのであって、札幌事件はこうした事情がないとの判断で判決が下されたものと解されます。

最後に後日談ですが、大阪事件の納税者の著作によると、「私が馬券で得た利益の約半分はリーマンショックのときに投資信託での損失として消えてしまっており、また、裁判費用や本税に相当する金額分はすでに納付済ですが、無申告加算税と延滞税に相当する金額の一部については、未だに納付できない状況です。そこで、少しでも納税資金に充てたいという思いから、本書の執

筆を考えました。」ということです（前掲書4～5頁）。

競馬ファンにとってのスーパーヒーローが実はおカネで苦労していると聞くと、何とも複雑な想いですね。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的見解であることをあらかじめ申し添えます。

(注) 大阪事件では、所得税法違反にかかる刑事事件のほか、納税者が課税処分の取消を求める訴訟が提起されていました。刑事事件の判決は次のとおりです。

最高裁：平成27年3月10日第三小法廷判決

大阪高裁：平成26年5月9日判決

大阪地裁：平成25年5月23日判決

課税処分の取消訴訟については、課税庁が職権で処分の取消をして納税者に還付したことから、大阪高裁で訴えの却下判決が下されました。

大阪高裁：平成27年5月29日判決

一方、札幌事件では、課税処分の取消訴訟について、課税庁の主張を認める判決が言い渡されました。本件は、現在上級審に係属中です。

東京地裁：平成27年5月29日判決

(参考文献)

己、『『馬券裁判—競馬で1億5000万円儲けた予想法の真実』、メタモル出版
佐藤英明、『スタンダード所得税法（補正3版）』、弘文堂
木山泰嗣、『税務判例が読めるようになる』、大蔵財務協会

以上